



お知らせ

8月1日（月） 献血車がやってくる!

輸血用献血へのご協力をお願いします。

本町では、献血事業を計画しています。今月、四万十町役場東庁舎に献血車がやってきます。献血へのご協力をお願いします。

- ▶**献血日** 令和4年8月1日（月）
- ▶**時 間** 10:00～12:00 13:15～16:00
- ▶**場 所** 四万十町役場 東庁舎1F 地域交流センター多目的ホール・東庁舎駐車場
- ▶**採血量** 400ml
- ▶**採血基準** 男性 17歳～69歳 女性 18歳～69歳 体重…50kg以上の方

▶お願い

本人確認…安全な献血をお願いするため、献血受付時に身分証明の掲示をお願いしています。前回と今回の2回連続して本人確認の可能となる証明証をご掲示いただけない時には、ご辞退していただくこととなります。お気持ちを活かしていただくためにも、ご持参をよろしくお願いいたします。

- 1個でいいもの…免許証・パスポート・マイナンバーカード・写真付公的免許証など写真付きのもの
- 2個必要なもの…保険証・クレジットカード・写真なし職員証・写真なし学生証など写真なしのもの

皆さまの善意で多くの命が救われています。

▶これからの献血事業計画

- 令和4年11月28日（月）
10:00～12:00 13:15～16:00
四万十町役場 東庁舎
 - 令和5年3月23日（木）
10:00～12:00 13:15～16:00
四万十町役場 東庁舎
- ※上記のように予定していますので、ご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115



お知らせ

アンデパンダン展 お休みします

四万十町立美術館は、収蔵作品の点検作業のため、下記の期間休館します。

そのため、今年度のアンデパンダン展はお休みし、作品募集と展示は行いません。なお、来年度は開催を予定しております。

▶**休館期間**：現在休館中～令和4年12月26日（月）

◎注：通常の休館日も含みます。

■お問い合わせ先

四万十町立図書館・美術館 ☎22-5000



お知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金 のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）の生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

▶支給対象者

次の①及び②に当てはまる子育て世帯の方

- ①平成16年4月2日（障害児は平成14年4月2日）から令和5年2月28日までに生まれた児童を養育する父母等
- ②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方

※ひとり親世帯分の給付金を受けた方は対象外となります。

▶**支給額** 児童一人当たり 一律5万円

▶手続き

- ①児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方は申請不要です。
- ②①以外の方は申請が必要です。

▶受付開始時期

令和4年7月下旬の受付開始を予定しています。

■お問い合わせ先 町民課 ☎22-3117



お知らせ

令和3年度行政評価結果の公表 について

本町では、町の最上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」を推進するにあたり、これまで実施してきた事務事業の成果や、計画に掲げる施策目標等の進捗状況を確認するため、毎年度行政評価を実施しています。この度、総合振興計画の施策体系に定める施策目標のうち、(1) 農畜産業の振興、(2) 林業・水産業の振興、(16) 自然環境の保全、(17) 低炭素・循環型社会の推進に関連する事務事業について事業評価を実施しましたので、お知らせいたします。なお、詳しくは町のホームページまたは役場本庁舎、興津出張所、大正・十和地域振興局の閲覧コーナーにてご覧ください。

施策目標	事業数	内部評価結果			
		継続	拡充	縮小	完了
(1) 農畜産業の振興	30	28	1	0	1
(2) 林業・水産業の振興	14	14	0	0	0
(16) 自然環境の保全	10	8	1	0	1
(17) 低炭素・循環型社会の推進	5	5	0	0	0
計	59	55	2	0	2

■お問い合わせ先 企画課 ☎22-3124



お知らせ

国民健康保険にご加入の みなさまへ

70 歳から 74 歳の方へ

国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

7月下旬に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日からご利用ください。

自己負担割合は令和4年度町県民税の課税状況により次のとおりです。

- ※**3割** 一定以上所得者（課税所得が145万円以上の方が属する世帯の方）
- ※**2割** 上記以外の方

各認定証の更新の時期です

現在交付中の限度額適用認定証などの有効期限は7月31日です。

8月からも引き続き必要な方は、印鑑と保険証をご持参のうえ、町民課または、大正・十和地域振興局町民生活課で更新手続きをお願いします。

■お問い合わせ先

- 町民課 ☎22-3117
- 大正 町民生活課 ☎27-0112
- 十和 町民生活課 ☎28-5112



お知らせ

農地中間管理事業について

農地中間管理事業とは、営農規模を縮小される方や離農される方、農地を相続したが農業をされない方より農地中間管理機構（以下「機構」）が農地を借り受け、営農規模の拡大や新規就農をされる方へと貸し付ける事業です。また、お互いの農地を交換することで農地の集約が図れる場合にも活用できる内容となっております。

機構とは、「信頼できる農地の中間的な仲介者」として高知県農業公社がその役割を担っています。農地の貸し借りを希望される方は、一度農地中間管理事業の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

また、この事業に協力していただいた方には農地集積協力が交付される場合がありますが、一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■お問い合わせ先

- 高知県農業公社 ☎088-823-8618
- 農林水産課 ☎22-3113
- 大正 地域振興課 ☎27-0111
- 十和 地域振興課 ☎28-5111



お知らせ

国民年金保険料 納付のご案内

令和4年4月～令和5年3月分の国民年金保険料は、月額16,590円です。日本年金機構から送られる納付書により、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

お手続きをご希望の方は、市区役所及び町村役場またはお近くの年金事務所へ速やかにお申し出ください。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を!

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」、または、お近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申込みください。

■お問い合わせ先

- 高知西年金事務所 ☎088-875-1717
- 町民課 ☎22-3117
- 大正 町民生活課 ☎27-0112
- 十和 町民生活課 ☎28-5112



お知らせ

定期監査・行政監査の結果について

監査委員は、地方公共団体が地方自治法の定めにより、配置をする執行機関です。監査委員は、定期監査として毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて町の財務に関する事務の執行や経営にかかる事業の管理について監査を行います。また監査委員は、行政監査として必要があると認めるときは、財務以外の事務についても監査を行うことができます。

本町では、定期監査を実施する際には行政監査を兼ねることとし、広く町の事務全般について監査を行い、その結果を公表しています。結果は、四万十町役場、大正地域振興局、十和地域振興局前の掲示場に掲示しています。議会図書室でも閲覧できます。

■お問い合わせ先 監査委員事務局 ☎22-3126